

椿小学校いじめ防止基本方針 2026

1 いじめ等に関する基本理念

(1) いじめに関する基本的な考え方

「いじめ」とは『児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。』と定義されている。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を侵害したり、その心身の健全な成長・人格の形成に重大な影響を与えたり、生命または身体に危険を生じさせたりする恐れがある。

本校では、全職員・全児童が「絶対にいじめを許さない」という意識を持ち、すべての児童がいじめを行わず、また他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止のための対策を行う。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずしをされ、集団から無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に児童相談所・警察に相談する必要があるものや、児童の身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。従って、教育的な配慮や被害者の意向に配慮したうえで、早期に関係機関と連携した対応を取る場合もある。

2 未然防止の取組

(1) 学力保障

- ①学ぶ楽しさや充実感を味わえるように、「わかる授業」を行い、基礎・基本の確実な習得のためのきめ細かな指導を推進する。
- ②自分の思いを上手に伝える表現力や、相手の考えや思いを受け取る理解力、相手の身になって人の心を思いやる共感力を育む取組を行う。
- ③児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

(2) 居心地のよい集団づくり

- ①「いじめは絶対に許されない行為である」ことを理解し、いじめを見逃さず、いじめを許さず、お互いを思いやり尊重しあえる集団づくりに取り組む。
- ②日々の授業や行事等において、児童同士の関りを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していける学級づくりをする。
- ③異学年交流を積極的に行い、人とのかかわる喜びを味わい、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。

(3) 人権教育・道徳教育の充実

- ①いじめや差別を許さない心を育てる人権学習の充実に努め、実践的行動力を育成する。
- ②児童が主体となる人権教育と道徳の授業を充実する。
- ③児童がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者にならないように継続的な指導を進める。

(4) 自己肯定感の醸成とキャリア教育の充実

- ①自尊感情や自己肯定感・自己有用感を育成する教育活動に努める。
- ②将来への夢と希望を持たせるキャリア教育の充実に努める。

(5) 児童による主体的な活動

- ①児童会が中心となり、いじめを自分自身にかかわる問題だという意識を持たせる。
- ②いじめ撲滅運動など、児童が主体となった活動の充実に努める。

(6) 保護者や関係機関との連携

- ①いじめ防止の重要性を、保護者や地域に発信するとともに、家庭教育の場でもいじめ防止に取り組むように連携を進める。
- ②教育委員会・警察等の関係機関との連携を図り、早期発見・早期対応に努める。

3 早期発見の取り組み

(1) きめ細やかな児童理解

- ①いじめはどの学校でも起こり得る、どの子どももいじめの被害者にも加害者になり得るとの認識に立ち、日々の児童の言動から、一人ひとりの児童の置かれた状況や精神状態を推し量る感性を磨く。気になることがあれば、迅速に校内の各担当に連絡し、情報共有を進める。
- ②児童と同じ目線で物事を考え、対話に努め、当事者の気持ちを理解することに努める。

(2) 具体的な手立て

- ①日々の観察・校内巡視と対話活動
 - ・業間や昼休みなどに積極的に児童と対話し、些細な変化も見逃さないように努める。
- ②「連絡ノート」「日記」の活用
 - ・連絡ノートを活用し、個別の児童や保護者との対話の充実を図る。
 - ・日記などで自分の気持ちをつづる機会を持たせる。
- ③教育相談の充実
 - ・日頃から、いつでも相談に応じることを児童に伝え、気軽に相談できる環境づくりを進める。また、積極的な声かけで、児童の困り感などを敏感に捉えられるように努める。
 - ・相談内容によっては、事案を学校内で共有し、スクールカウンセラーや関係機関と連携するなど、組織

的な対応に努める。

④いじめアンケートの活用

- ・定期的にいじめアンケートを実施し、実態把握に努める。

4 いじめ防止対策委員会

①いじめ防止の取り組みについて、学校いじめ防止基本方針に基づく計画・実行・検証を行う。

いじめに関する事案のあったときは速やかに会議を招集する。

②構成：校長 教頭 生徒指導主事 特別支援教育コーディネーター 人権教育担当を基本とし、随時、担任・学年等の関係職員を交える。

※平素より、打ち合わせや職員会議等において、学級・学校等で発生するいじめを含む様々な問題行動について情報交換をする。

5 いじめ問題発生時の対応

◎いじめられた児童からの事実確認および保護者への対応

【児童】

- ・複数の教職員が児童の思いや願いをしっかりと受け止めながら、可能な限り詳細に聞く。
- ・児童の心情として、いじめられている事実を正直に言えない場合や感情が高ぶることがあるので、時間をかけて共感的にじっくりと聞きながら事実確認をする。

【保護者】

- ・保護者の思いをしっかりと聞き、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪をする。
- ・児童と保護者に、学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、具体的な対応については、今後、継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

◎対応方針の決定および役割分担

- ・情報が速やかに生徒指導担当者や管理職に伝わり、いじめ防止対策委員会において迅速な対応ができるように、教師の情報連絡体制を整える。
- ・いじめ防止対策委員会で、これまでの情報と家庭訪問で得た情報をもとに協議し、課題を明確にするとともに、今後の指導方針及び指導内容、役割分担について決定する。

◎いじめた児童、周囲の児童からの事実調査および確認

- ・5W1Hに基づき、正確に事実を確認する。聞き取る際には、児童の人権やプライバシーに配慮するとともに、思い込みや憶測が入らないように慎重に行う。
- ・いじめた児童から聞き取る際には、心理的な圧迫感を与えないように慎重に行う。
- ・周囲の児童から聞き取る際には、たとえば、グループで面接し、「困っている友達はいないかな」などの問いかけから聞き取りを行うなどの工夫を行う。

◎いじめた児童・保護者への対応

- ・家庭訪問等により、児童と保護者に直接対応する。その際、担任だけでなく学年主任が同席するなど、複数の教師で対応する。

- ・児童に確認した事実に基づき,行った行為及びその行為を受けた児童の心情を伝える。そして,行為の重大性に気づかせ,反省を促すとともに,謝辞の方法について共に考えながら指導する。
- ・保護者に,いじめの解決を通して児童のよりよい成長を促したいという教師の思いを伝え,協力を求める。
- ・保護者が孤立感を感じないように配慮し,保護者と共に解決に向けての取組を考えながら,家庭での子どもへの接し方等について助言する。

◎学年・学級全体への指導

- ・いじめられた者のつらさを理解させるとともに,はやし立てたり傍観したりする行為がいじめを助長させることを理解させ,いじめを許さない態度の育成をはかる。
- ・いじめの事実を伝えて指導する場合は必ず本人と保護者の了解を得て行う。

※いじめの問題には,基本的に次の対応方針で臨む。

情報の把握→管理職・生徒指導担当者への報告→初期対応の確認→事実関係の把握
→対応方針の決定および保護者への連絡→指導および心のケア→再発防止策の検討および実践

6 再発防止の取組

- ・学校いじめ防止基本方針周知徹底のための研修を実施
- ・人権感覚・カウンセリングマインドの向上を目的とした研修の実施
- ・学力保障を念頭におき,どの子も輝ける授業を目指す実践研修の実施
- ・居心地のよい集団・仲間作りを進める実践研究の実施

※いじめ事案への対応を通して,学級,学校全体の実態や指導体制の課題を明らかにし,再発防止の取組につなげる。学校教育活動全体を通じ,いじめを許さない集団づくりについて,見直す等,児童の実態に応じた必要な指導や取組の改善,いじめを生まない風土の再構築を行う。

いじめ防止組織

いじめが起こった場合のフロー図

